

T 社事件 時系列表

元トライアイズ社常勤監査役 古川孝宏

(メールアドレス : furukawatdesu@gmail.com)

時期	主な出来事	論点
古川入社前の T 社の歴史		資料 5
1995 年 3 月	T 社設立（初期は地図関連ソフトウェア制作が主事業）	
2001 年 4 月	大阪証券取引所へラクレス（現：東京証券取引所 JASDAQ）上場	
2005 年 8 月	株式交換により、平成電電の子会社となる。	
2005 年 10 月	平成電電民事再生法適用（後に破産）	
2005 年 11 月	50 億円の第三者割当増資と 100 億円の新株予約権付き転換社債の発行。I 氏（山一証券の倒産後、いくつかの職歴を経て平成電電入社）が社長就任。	
2007 年 3 月	株主総会で（平成電電の破産とそれに伴う T 社株価急落の責任追及のため）I 社長退任動議出るが、議長不信任の動議として扱い、議長交代で強行。	
2007 年 4 月	「株主総会動議は社長更迭の動議」であったとして監査役会（Y 常勤監査役、K 監査役、S 監査役）が社長退任要求、取締役会は拒否。	
2007 年 11 月	建設コンサルタント会社 INA 買収	
<第一段階>古川入社後の経緯		
2007 年 12 月	古川、T 社入社（買収予定先の中国の IT 関連会社社長として北京に赴任予定）	
2008 年 1 月	買収案件が消え、古川は経理部長に就任	
2008 年 3 月	古川が常勤監査役に就任、N 氏（公認会計士）、H 氏（他社経営者）も同時に社外監査役に就任し監査役会 5 人体制（古川・N・H・K・S）。最初の会合において社長が「全ての情報を監査役に出すことは出来ない、日本監査役協会には入らない」と発言する。	1
2008 年 4 月	・ N 社外監査役（公認会計士）が、T 社経営陣のコンプライアンス軽視の姿勢を見て公的立場を守れないとして辞任。K 氏（公認会計士）も同時に辞任し監査役会 3 人体制に（古川・H・S）	
2008 年 4 月～ 11 月	・ 古川は INA からの経営指導料・高金利長期仕組債券の時価状況・株式売買・会社法上の内部統制体制等について質問・問題提起を行う。様々な監査妨害に遭う。（資料 P2） ・ I 社長に依頼されて内部統制体制関連書類を作成し、体制構築努力を続ける。	2 3
2008 年 10 月	4 社買収について古川が臨時取締役会にて質問。まともな回答無く、罵倒されて終わる。古川は取締役会議事録への押捺を拒否。	
2008 年 11 月	・ 古川が作成したものとは異なる市販の社内規程 3 部が内部統制体制関連書類として取締役会に上程された。古川は取締役会議事録押捺を拒否。 ・ 臨時取締役会において古川の質問を無視して買収決定し、4 社買収実施。（1 年半後に 3 社倒産）2 回の臨時取締役会の招集は直前であり、規程・会社法違反。	
2008 年 12 月	・ 古川が日本監査役協会に個人会員として入会。 ・ 別の場所にある子会社 INA に席を移され、本社情報から隔離される。	
2008 年 12 月	古川が監査のための調査が一切できないことや会社の状況について日本監査役協会理事及び協会推薦の弁護士に相談。（資料 P2）	
2009 年 1 月	・ 古川が T 社取締役会及び T 社会計監査人 NT 氏に質問・要請状を出状。（資料 P4） ・ I 社長が古川に非常勤監査役となるよう要求。H 及び S 監査役で決定し S 氏が常勤に。	4,5

＜第二段階＞古川の監査役としての対応、裁判経緯		
2009 年 2 月	A 法律事務所に相談し、代理人契約。	
2009 年 3 月	・ 監査役会にて「問題なし」とする監査役協会雛型通りの監査報告を決定。古川は個別意見の付記を要求。（付記されず） ・ 取締役会にて古川の監査役解任議案が承認され、解任議案を含む定時株主総会招集通知が発送される。 ・ 東京地裁に解任議案差し止めの仮処分申立（レジュメ P3、1-(1)） ・ 東京地裁に INA 監査役解任議案差し止め仮処分申立（平成 21 年（ヨ）第 20030 号） ・ 裁判所の説得により T 社が、古川の監査役解任議案取り下げ ・ T 社定時株主総会開催（古川は監査役を継続） ・ 子会社 INA 株主総会で古川が監査役として法令違反を指摘するが解任されて終わる。	6,7,8 9
2009 年 6 月	・ 定時株主総会における決議（取締役選任・監査役選任・計算書類の承認）の取り消し請求訴訟提起（レジュメ P3、1-(2)） ・ 3 月の解任議案差し止め仮処分申し立てに関連した監査費用（弁護士費用）の支払いを求め T 社を提訴。（レジュメ P3、P2、1-(3)）	10
2009 年 7 月	・ 監査費用の一部（弁護士着手金）の仮払いの仮処分を請求（レジュメ P3、1-(4)）（緊急性が疎明されていないとして 9 月に却下） ・ T 社は臨時株主総会 10 月開催を発表し、古川の監査役解任議案を再度提出。	
2009 年 8 月	会社による古川の誹謗中傷及び経営状況に関する虚偽発表に対抗するため、弁護士要請により古川が HP「監査役的主張」を開設。	11
2009 年 10 月	臨時株主総会開催。招集通知書に監査役個別意見書付記（資料-7）。古川に指摘された瑕疵を治癒した書類で計算書類を承認し、全ての議案を決議。古川を監査役から解任。	12,13, 14,15
＜第三段階＞監査役解任後の経緯、裁判の終結		
2009 年 11 月	経済産業省から呼び出され、ヒアリングを受ける。（資料 P7）	16
2009 年 12 月	・ 監査役解任により古川が原告適格を失ったとして、決議取り消し請求訴訟は却下。 ・ ケルビム法律事務所から臨時株主総会の議決権行使書の証拠保全申し立てる。（レジュメ P5、2-(1)）（裁判所は「改竄ないし廃棄のおそれは推測に過ぎない」とした為、取下げ） ・ 日本監査役協会からの執拗な退会要求によりやむ無く退会。伊藤専務理事と面談。	17
2010 年 1 月	ケルビム法律事務所から再度、臨時株主総会の議決権行使書の証拠保全申し立てる。（レジュメ P6、2-(2)）、疎明不十分とされ、取下げ	18
2010 年 3 月	・ T 社に対し株主総会決議取消訴訟に関する監査費用（弁護士報酬）の追加請求。 ・ 謝罪広告を求める訴訟をケルビム法律事務所より提起（レジュメ P6、2-(3)）	
2011 年 1 月	監査費用請求関連の訴訟に関する弁護士事務所を A 法律事務所からケルビムに移管。	19
2011 年 7 月	名誉毀損訴訟の尋問（東京地裁）	
2012 年 6 月	名誉毀損訴訟和解（日経新聞への謝罪広告と T 社 HP 上での謝罪文掲載、及び HP 上の誹謗中傷文書の全面削除）	20
2013 年 4 月	監査費用請求訴訟の和解（減額された金額で和解。裁判所は、監査費用として会社が請求額を「負担」したことを認める）支援者の方々に報告（資料 P9）	21
2016 年 6 月	同文舘出版より 7 名の共著で「監査役の覚悟」出版（資料 P11）	22

(裁判経緯概要)

1. A 法律事務所による提訴

(1)2009 年 3 月 18 日 平成 21 年(三)第 20029 号 仮処分命令申立

債権者：古川孝宏

債権者代理人：A 弁護士、他 5 名の弁護士

債務者：T 社代表取締役社長 I 氏

(請求内容)

- ①3 月 25 日の定時株主総会に第 5 号議案「監査役 1 名解任の件」を提出してはならない。(取締役の違法行為差止請求)
- ②申立費用は債務者負担とする。

(終結)

- ① 当方は判決を強く求めたが、裁判所の必死の説得により債務者が議案提出に応諾し、已む無く同年 3 月 24 日取り下げ。
- ② 私としては、A 事務所が監査役の代理人として、会計監査人や会社経営陣への働き掛けを期待し約束されたので契約したのであって、そもそもこの裁判を提起したくは無かった。全く不本意であった。

(2)2009 年 6 月 4 日 平成 21 年(ワ)18592 号 株主総会決議取消請求訴訟

債権者：古川孝宏

債権者代理人：A 弁護士、他 4 名の弁護士

債務者：T 社代表取締役社長 I 氏

(請求内容)

- ①3 月 25 日開催の定時株主総会における I 社長、AK 及び T 取締役選任決議の取消
 - ・ 計算書類・事業報告・附属明細書の不提供
 - ・ 決算取締役会の不存在
 - ・ 株主参考書類に原告が署名押印したという虚偽の監査報告書の内容が記載されていること
 - ・ 付記された原告作成の個別監査報告書の不開示
 - ・ 取締役の違法・不当事項の指摘の不記載
 - ・ 説明義務違反
- ②3 月 25 日開催の定時株主総会における K 監査役選任決議の取消
 - ・ 特別利害関係の虚偽記載
 - ・ 監査役選任についての監査役の意見の不記載
 - ・ 監査役選任についての監査役会の同意の不存在
 - ・ 監査役選任についての監査役の意見の陳述権の不当な制限
- ③3 月 25 日開催の定時株主総会における同社の計算書類承認決議の取消
- ④訴訟費用は被告負担とする

(経緯)

①株主総会決議取消請求を提訴、会社は臨時株主総会開催を決定

②弁護士要請による活動

A 事務所の要請により自分としては極めて不本意乍らホームページの開設し音声を流し、記者会見を行った。

③会社の顧問弁護士も出席する毎月の取締役会・監査役会に出席し、様々な圧力を受け続ける。

④臨時株主総会で監査役を解任される

総会は3時間続き13名の株主が経営陣及び私以外の監査役に対して、厳しいご質問を次々に行った。経営陣は紋切り型の回答ではぐらかし、監査役達は、普通に監査をしていれば当然回答できるはずの質問に、しどろもどろになって立ち往生。常勤監査役は「監査役は会社の一部であり一体」などと発言し、厳しく糾弾されて訂正して謝罪した。会社側の用意した株主以外は全員、私に賛同しておられたと思われる。しかし、事前の議決権行使書送付やインターネットによる議決権行使により会社提案の議案は全て可決されたとして、会場の可否を問うこともせず、総会は終了。

(終結)

監査役を解任され「原告適格を失った」として提訴は同年11月17日却下された。判決を見て知ったが、株主になっていれば裁判は続いたらしい。しかし、私が株主になることは弁護士により否定されていた。

(3)2009年6月19日 平成21年(ワ)20891号 監査費用弁済請求訴訟

債権者：古川孝宏

債権者代理人：A 弁護士、他4名の弁護士

債務者：T 社代表取締役社長 I 氏

(請求内容)

①A 弁護士及びY 弁護士（主任）に1514万5643円を払え

②訴訟費用は被告の負担とする

との判決並びに仮執行宣言を求める。

(経緯)

①会社法388条に基づく弁護士費用請求訴訟

②取締役会・監査役会で罵倒を受ける

③A 法律事務所が「和解」を言い出す

④ケルビム法律事務所と共に苦しい作業を続ける

⑤A 弁護士による再度の和解の強要

⑥私が原告になった理由

⑦清算条項と守秘義務条項

費用訴訟は、388条を巡っての初めての裁判となった。私は「今後の監査役制度の為」とするA 法律事務所の懇請により原告となった。しかし、途中からA 事務所の協力は一切得られず、苦しい作業をケルビム法律事務所と共に続けた。大量の文章も書き資料も提供した。しかし、本件をケルビムに移管し、全面的に任せると言っていたA 事務所は、2012年末頃から和解しろと再度強要を始めた。相当なやり取りがあった。A 事務所の弁護活動費用を巡る

問題だから、A 事務所からの証拠提出等の協力が不可欠であるが「協力しない」と明言し、「取り下げ」または和解の強要が続いた。裁判長は一時「388 条を巡る初の判決文を書くことに汗を書きましょう」とまで語った。しかし、その裁判長も交代してしまい、新しい裁判長からは和解を求められた。このままでは、A 事務所から、裁判が最初から無かったことにされそうになった。ケルビム法律事務所の高須弁護士は「十二分に闘った。もういいでしょう」と仰る。最終的に 600 万円で和解。538 万円が A 法律事務所に支払われ、62 万円がケルビム法律事務所に支払われた。

(終結)

- ①2013 年 4 月 4 日断腸の思いで和解（約 4 年近くを費やした）
- ②600 万円が被告から弁護士事務所に支払われた

(4)2009 年 7 月 10 日 平成 21 年(三)20069 号 費用弁済金仮払仮処分命令申立

債権者：古川孝宏

債権者代理人：A 弁護士、他 4 名の弁護士

債務者：T 社代表取締役社長 I 氏

(請求内容)

A 弁護士及び Y 弁護士（主任）に 525 万円を仮に払え。

(経緯)

- ①今後監査役が動きやすくする為として、A 弁護士達の依頼により 525 万円の監査費用（弁護士費用）前払いを求める仮処分を申し立てた。
- ②私は本当に勝てるのか大いに疑問。弁護士達は「今後のコーポレートガバナンス・監査役制度の為に」と私に原告になる様に強く依頼し、「高度な法律論争だから素人の口出しは要らない」として私の意見など聞こうとはしなかった。
- ③裁判所から求められ、私の収入・家計状況についての陳述書を書き、資料の提出をさせられ、極めて不本意で不愉快な裁判であった。
- ④取締役会では罵倒され、役員会に毎回出席していた会社顧問弁護士からは、「本来こんな訴訟をやりたいと思った訳では無いでしょう」と言われ、その点は当たっていた。
- ⑤当方の弁護士は、被告から激しく抵抗され徹底的な証拠提出を要求されて焦る。私が、主任弁護士から厳しい口調で理不尽な叱責を受けたり、私の確認無しに、私としては不本意な弁護士作成の書面の提出もあった。
- ⑥会社法 388 条に「当該監査役設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことができない」とあり、その第一項に「費用の前払の請求」とある。これを捉えて弁護士達は「高度の法律論争であり 100%勝てる」と言っていたが、私の常識的判断の方が当たった。

(終結)

9 月 25 日に却下された。会社のホームページにもその旨開示されて、私の株主への印象を悪くしただけ。私にとっては全く無駄で無用な訴訟。

2. ケルビム法律事務所による提訴

(1)2009 年 12 月 4 日 平成 21 年(モ)第 4050 号 証拠保全申立 1 回目

申立人：古川孝宏

申立人代理人：高須弁護士、他 2 名の弁護士

相手方：T 社

(申立内容：証拠保全申立書より一部項目のみ抜粋)

証拠保全を必要とする理由

申立人は、相手方を被告とし、本件株主総会の決議の方法が法令若しくは定款に違反したことを理由として、株主総会決議取消の訴えを提起すべく、準備を行っている。

ア 証拠保全の一般的必要性

イ 証拠保全の具体的必要性

さらに、本件においては、上記本件株主総会に至った具体的経緯及び、下記の具体的事実等からして、相手方には別紙検証物目録記載の物件を改ざんないし廃棄するおそれが、特に高いと考えられる事案である。

(ア) 上記本件株主総会に至った経緯からして、相手方は本件株主総会の効力を絶対的に維持しようとする可能性が高いこと。

従って、相手方としては、如何なる手段を駆使しても本件株主総会決議の効力を維持しようとする、強い動機があるといえ、仮に本件株主総会の決議取消訴訟を提起すれば、相手方は、本件株主総会の効力を維持しようと、決議書面を改ざんする可能性が高い。

(イ) 本件株主総会において、相手方が表決数を操作した可能性があること

(ウ) 相手方代表取締役たる I 氏の規範意識が乏しいこと

(経緯)

- ①ケルビム法律事務所は、数名の弁護士と事務員で会社へ赴き、議決権行使書面等の閲覧謄写請求を行ったが、受付の所で数時間待たされた挙句に拒否された。
- ②私を解任する事に成功した臨時株主総会の効力を維持する為に、経営陣が議決権行使書面等を改ざんまたは廃棄する可能性が高いことから、この証拠保全を申し立てた。
- ③担当裁判官は「申立人代理人が主張する議決権行使書面等の改ざんないし廃棄のおそれは、あくまで申立人側の推測の域を出ず、証拠保全の決定を出すに足る疎明としては不十分である」との指摘を弁護士に対して行った。
- ④12 月 8 日取下げ

(2)2010 年 1 月 6 日 平成 21 年(モ)第 20 号 証拠保全申立 2 回目

申立人：古川孝宏

申立人代理人：高須弁護士、他 2 名の弁護士

相手方：T 社

(経緯)

- ①ケルビム法律事務所は、個別株主通知の手続を経た上で、再度弁護士数名で同社へ赴き、会社法 311 条 4 項及び 312 条 5 項に基づく議決権行使書面等の閲覧・謄写請求を行った。

- ②前回同様、数時間待たされ強い疑念を持つ結果となり、再度証拠保全手続を申し立てた。
- ③翌日の弁護士の裁判官面接において、裁判官より、「実質的に閲覧謄写を拒絶したといっても、その理由は述べており、改ざん廃棄の恐れを直ちに示すものではないから、証拠保全の決定を出すに足りる疎明は十分でない」との心証が開示された。
- ④株主総会の開催日から3カ月間が、株主総会決議取消訴訟の提訴期間となっている為、1月8日、本件株主総会における第4号議案の決議方法が法令違反であることを理由として、臨時株主総会決議取消訴訟を提起（事件番号：平成22年（ワ）475号）
- ⑤第2回目の証拠保全申立も1月8日取下げざるを得ず。
- ⑥1月25日臨時株主総会決議取消訴訟も取下げ

(3)2010年3月16日 平成22年(ワ)第9865号 謝罪広告等請求事件

債権者：古川孝宏

債権者代理人：高須弁護士、他3名の弁護士

債務者：T社代表取締役社長I氏

(請求内容)

- ①名誉毀損行為につき慰謝料750万円及を支払え。
- ②T社のホームページや「臨時株主総会招集ご通知」他の書類上の事実と異なる記載の削除。
- ③T社は、自社ホームページ上、並びに日本経済新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞の各朝刊全国版社会面広告欄に謝罪広告の掲載。
- ④訴訟費用は被告らの負担とする。

(経緯)

- ①2010年3月16日、名誉毀損に関する謝罪広告等請求訴訟を提起
- ②2011年7月東京地裁で尋問（法廷）実施。社長及び取締役達は、答弁において、しどろもどろになった。社長が当方弁護士に暴言を吐き裁判長に何度も制止された。
- ③裁判所からの和解勧告が行われた。それでも判決を求めたが、費用訴訟に注力する必要もあり、已む無く和解へ。被告は金で解決し守秘義務条項を付けて世間に隠し通したかった。私は謝罪広告がなされること、守秘義務条項を付けないことに徹底的にこだわった。
- ⑤2012年6月1日、会社による全面的な謝罪
- ⑥2012年6月21日の日経新聞に謝罪広告が掲載され、また、下記文書が同日付けのトライアイズ社ホームページに掲載された。

「当社元監査役古川孝宏氏に対するお詫び

当社が公表した平成21年3月24日付け『株主総会議案の一部取下げに関するお知らせ』、同年7月15日付『株主総会決議取消訴訟の対応方針に関するお知らせ』、同年8月3日付『株主提案権の行使に関するお知らせ』、同年8月17日付『株主提案に対する意見表明のお知らせ』、及び同年9月18日付け『臨時株主総会招集ご通知』添付の『株主総会参考書類』、『監査役会の監査報告の付記意見に対する当社取締役会の見解』の記載上、当社監査役であった古川孝宏氏（以下「古川氏」とします）につき、任務を懈怠していたと記載するなど、古川氏の名誉を毀損する

表現がございました。

また、平成 21 年 8 月 29 日付日本経済新聞朝刊人事欄に、古川氏が同年 10 月 9 日をもって退任する旨が記載されましたが、同時点では古川氏は監査役を退任しておらず、同記載は事実と反する記事でした。

当社は、上記各記載事項を撤回し、当社ホームページにおける関連記事を削除するとともに、古川氏の名誉を毀損したことにつき、謹んでお詫び申し上げます。

以上」

高桑幸一氏(北陸電力常勤監査役)によるメール発信

和解が成立し、日経新聞への謝罪広告掲載直前の 2012 年 6 月 19 日に、支援者であり、ブログ「新米監査役のつぶやき」の発信者でもある高桑幸一氏から支援者・関係者に向けて発信されたメール文章。そのときの私の気持ちを表現して下さっていますので転記させていただきます。

件名：トライアイズ社元監査役古川氏の名誉回復について

拝啓

梅雨の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。日頃よりご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本経済新聞及びトライアイズ社のホームページに、元監査役古川孝宏氏の名誉を毀損する表現について陳謝する広告が 6 月 21 日に掲載される事になりましたのでお知らせします。

古川氏は、監査報告に「取締役の職務の執行には不正な行為、法令及び定款違反の重大な事実があると考えております。・・・」との個別意見を付記することを監査役会・取締役会に申し入れましたが、記載されずに株主総会が開催されました。

その時の解任理由は「監査役としての職務を十分全うしているとはいえないため」という事でしたが、今回の謝罪広告で「任務懈怠はなかった」と認めた訳ですから、解任は不当だったということになります。

監査役として適切な行動を行っていたにも拘らず「会社の問題点を指摘する監査報告付記意見を出す監査役は解任する」という事でしたら、企業の健全な発展を目的とする会社法をないがしろにするものです。

会社法の改正について監査役の権限強化などについて議論されていますが、現在の権限すら行使出来ないようでは、強化によって法律と実態がますます乖離していく懸念があります。

今回の謝罪広告は、経営者と対峙してでも会社の健全な発展のために物申したことに對して、任務懈怠はなく適切に監査活動を行っていた、と裁判所が認めた結果であり、監査のあり方に関する大きな意味合いを持つものだと思います。

古川氏は、あくまでも監査役としての公的立場からどう対処すれば良いかについて弁護士に相談した結果、公的訴訟を支援する裁判になると説得されて当初念頭にもなかった名誉毀損や損害賠償等の私的問題について裁判を起こす事になり、現在に至ったと聞いております。

ぜひこの謝罪広告を見ていただき、古川氏の行動を今後の企業ガバナンスの向上に少しでも活かして頂けたらと期待し、大変僥越とは思いましたが、お知らせさせて頂きました。

なお、古川氏とトライアイズ社は、監査費用請求に関する訴訟が係属中ですが、会社法で認められた監査役の権限が法廷においても認められ、日本企業のガバナンスが向上することを祈念しております。

今後ともご指導を賜りたく、よろしくお願いいたします。

敬具